

会 議 結 果 報 告 書

令和4年11月30日

会議の名称	令和4年度第2回志木市地域福祉推進委員会
開催日時	令和4年11月21日（月）10時00分～11時30分
開催場所	志木市役所第1庁舎 教育委員会議室
出席委員	菱沼幹男委員長、竹前榮二副委員長、小澤静枝委員、 山崎誠司委員、吉田かほる委員、村山宏委員、平光里恵委員、倉持香苗 委員、中村勝義委員、安部卯内委員、小林紗来委員 （計11人）
欠席委員	田村成彦委員 （計 1人）
議 事	（1）志木市地域共生社会を実現するための条例 基本的な考え方 （資料1、2） （2）条例に基づく具体的な取組（資料3） （3）その他（資料3）
結 果	以下、審議内容のとおり。 （傍聴者 0人）
事 務 局	中村福祉部長 共生社会推進課：的場課長、黒澤主幹、高山主幹、高橋主事 志木市社会福祉協議会事務局：矢田事務局次長、川嶋主事
署 名	（委員長） 菱沼 幹男 （署名人） 山崎 誠司 （署名人） 安部 卯内

審議内容の記録（審議経過、結論等）

1 開会

2 委員長あいさつ

3 議事

【議事の結果】

(1) 志木市地域共生社会を実現するための条例 基本的な考え方（案）

（通称）まるごとつながる福祉推進条例～わかりあい 支えあい 誰もが輝く社会へ～

（資料1、2）（事務局より説明）

委員長：今日から意見公募される。委員からも意見はあるか。また、県内で類似の条例はあるか。

事務局：埼玉県ケアラー支援条例はある。県外で鎌倉市、豊田市、東広島市などの条例を参考にしており、県内では手話言語など障がい者に特化した条例はあるが、地域共生社会としての条例はないと認識している。

委員長：手話言語条例を制定している自治体はあるが、今回の条例は先駆的取組である。

副委員長：基本施策8項目、新規内容があれば具体的に伺いたい。

(2) 条例に基づく具体的な取組(案)

（資料3）（事務局より説明）

副委員長：町内会でも茶話会を開催しているが、市からの補助金の使い道が厳しく詳細な報告が必要で事務手続きが大変。市社協は報告書も含め簡易的。現状では居場所づくりにはつながりにくい。井戸端会議から情報収集もある。共生社会の構築は今のままでは厳しいのではないか。

事務局：町内会の集会所を活用した補助金のことか。

副委員長：そのとおり。既存の集会所ではなく、外のベンチなどを利用でも可能となれば、他の町内会かも参加することができ情報共有がなされ活用しやすい。

事務局：条例における、居場所づくりは、資料3の(5)集いの場づくりがある。来年度実施に向けて調整しているひきこもり支援事業の対象には、精神疾患をお持ちもいる。障がいの自立支援協議会で精神科医や保健師、保健所などで構成したプロジェクトチームを作った。

内閣府のひきこもり調査の推計値では志木市の人口規模に対して約700人、当市での把握は14人しかいない状況。顔が見えても通える場所、特定の日時ではなく緩やかに誰でもいつでも家から気軽に外出できる場所が必要。障害をお持ちの方の緊急時のサービスも必要。平光委員：鎌倉市の条例は国際色、文化的背景を入れている。外見からはわからない方もいるため、市の条例も「生きづらさを感じるための」の文言があるといい。このような文言が入っていない理由はあるか。

事務局：今回の条例に関しては福祉分野における福祉的支援ということで対象を絞った。

外国人やLGBTなど人権分野に対する支援については、条例制定後が普及していく段階で派生していけばと考えている。

平光委員：今後の事業などで派生していけるとよい。

委員長：志木市の外国人登録はどのくらいか。また、外国人のための窓口などがないと、対応が難しいこともあるため、各課で外国人支援の方法、窓口について考えた方がよいのではないか。

小沢委員：障がいをお持ちの方で英語が母国語で日本語がわからない子が幼稚園に通ったが、言語と障がいの壁からみつばすみれ学園に変更して、母子通学している。小学校をどうするか、今後の課題となっている事例もある。

事務局：令和3年度の外国人登録者は1,885人、基幹福祉相談センターでの相談も外国人の生活支援が増えている印象。支援が必要な方にわかりやすいご案内に努めているが、専用の窓口や特化した支援が今後は必要になってくるかと考えている。

委員長：言葉の壁があり、翻訳機でも限界がある。基本施策(3)－⑧手話を含む言語、多様なコミュニケーションメーションの理解・尊重をする、多言語対応や相談場所がわかるようにしていくとよい。

事務局：県内で類似した条例や身体障がいについての条例がいくつあるか確認していきたい。また、条例の目的が複数ある条例のため、障壁を取り除けるようにしたいと考えている。

中村委員：条例に基づく具体的な取り組みに目新しい印象はない。ヤングケアラーや生活困窮は最近耳にするが資料3を見ても新規の事業が少ない。ヤングケアラーを孤立させないのは必要だが、今更のような気もする。実際にその状況に置かれている人がどのくらいいるのか、またどのように支援をしていくのか。根幹だけでなく、現時点で一度に派生する事業を作成するとよいのでは。また、そうした人達を孤立させない取組はあるのか。

事務局：ヤングケアラーの実態はこれから調査するが厚生労働省の調査では217人に1人といわれている。市内の学校でどのように調査するか検討中。その結果でケアをしている対象の把握をし、事業を制定していくことになるかと考える。また、各課に保健師がおり、教師含めケアを子どもが手伝いをしているという認識でいるのかを含め調査内容を考えていく必要がある。子どもは介護、障がいなどの支援について、情報を知らないこともある。条例策定では既存の施策を充実させることから共生社会を認知していただくことが目的。地域包括ケアは介護保険から誕生したことからも、理念にはなってしまうが、自助、互助を障がい、ひきこもりなどに広げていきたい。

中村委員：来年3月までに条例の詳細を定めることができるとよい。

吉田委員：ヤングケアラーに対する学校の取組はあるのか。

事務局：子ども支援課、学校教育課が所管し、調査していく。教育サポートセンターの相談

員

が教師と情報共有し、支援が必要な生徒を発見し、関係機関と連携している。

吉田委員長：川越市では、教師同士の会議をしている。隣人は他人の世帯状況はわからない。むしろ子どもは他人に知られないように泣き言を言わないこともある。支援につなぐこ

とが難しい。井戸端会議が一番の情報収集である。あずまやなど憩いの場もある。そこでの交流やコミュニティー協議会で設置したベンチはリハビリで歩く方が休憩としてかけている。まだ、市内ではそうした場所が不足しているため、今後増やしていくことも必要。

副委員長：ヤングケアラー調査はPTAやおやじの会も対象だろうか。そこで情報があることもある。アンケートのみでは実態がつかみにくいことから、横のつながりで情報をとるとよい。

小林委員：9月に中学2年生に対しての認知症サポーター養成講座を実施した。そのアンケートに祖父母が認知症のため、今回のことを活かし対応していきたいなどの家の状況を細かくコメントする生徒もいたため、そういったところから収集するのもいいのではないか。

委員長：ヤングケアラーとしてケアをしているのは、兄弟、親、祖父母の順が多い。兄弟がいる場合は、学校生活での支障度合などでも図れる。子どもの自覚は難しいため、生活実態や宿題の時間、食事の時間、教師の家庭訪問も重要だが、このコロナ禍で家庭訪問は実施されているのか。

事務局：実施されていないものと考えている。

委員長：家庭訪問こそ生活実態がつかめる。支援策として、高崎市では、ヤングケアラーへヘルパーの制度派遣をしている。調査にはどのように支援を詳しく入れることで、対象者へのアピールになる。ベンチについては他市ではホームレス対策で設置しないこともあるが、志木市がそうでないのであれば縁側的な役割として増やしてもよいのではないか。

倉田委員：パブリックコメントはホームページ以外にどこで周知しているか。

事務局：広報紙、10か所の公共施設でも配架している。また、関係課の委員会、審議会等でも周知を依頼している。

倉田委員：興味がない人にも意見を募れるといい。SNSでの発信で若い世代からの意見も募れるのでは。

事務局：市のSNSで発信するよう対応する。

委員長：どのような取り組みがよいのかを記載できる設問を設けたらよいと考える。

事務局：パンフレットなども作成し、条例制定の周知がより図れるよう工夫をして対応したい。

山崎委員：具体的な取り組みが書いているが、県内でもこの条例がないことから、市民がインパクトを持つ、目玉的な施策があるといい。

村山委員：社会的弱者、共通個別の対応があるが、当事者意識、生の声を大事にしないといけない。専門職の声が目玉など、他市条例と異なること、志木市らしさがあるといい。学校のアンケートは教師の温度差で見過ごすこともあることから、現場の意見が重要、パブリックコメントの結果次第で合わせた条例に修正していけるといい。

安部委員：事業が盛り上がる条例は必要だが、市民は興味があれば見ない。実施してみてもということもある。

委員長：何のための条例かをわかりやすく提示することが求められる。

事務局：市民への浸透が課題。対象分野の専門職などは認識するが、多くの人への理解が難しい。今回の条例制定の発端は手話が言語であることを知ってほしいという希望からでもある。当事者やそのほかの障がいをお持ちの方から見ると、ただ広めるだけでなく、全庁での認識も含め広げていくことが課題。

委員長：バリアフリーの条例。言語や手話、母国語や情報、学習や社会参加、サービスの壁を無くすなどのメッセージ性があるといい。内容はともかく提示の仕方。ひきこもりについて、学齢期とそうではない方の支援方法は異なる。20代以降であれば集える場所に行けば収入が得られるなどの特典があるといいのでは。

山崎委員：市のひきこもり人数の約700人の年齢層はどのような具合か。

事務局：内閣府の調査結果から志木市の人口規模に変換し算出しているが、調査は15から64歳までが対象である。義務教育、高齢者は含めていない。事業判定会でも事業の必要性は認識されていた。長期的なひきこもりの方もいるので、10年かけて支援した事例などもあることから長期的に実施をすることで結果が出てくるものと考えている。

副委員長：年に1回でも条例の進捗について、現状報告があるといい。

事務局：本委員会で地域福祉計画進捗管理と合わせて条例に関する事業をピックアップし進捗状況を行っていく方法も1つだと考えている。

委員長：周知することが大切なので、実際に活動している方の報告会やフォーラムなどで条例の進捗報告ができるとよい。令和5年2月25日の条例周知のための講演会の詳細はどうか。

事務局：午前中に障がいのある方向けのワークショップ、午後には本市成年後見制度利用促進審議会副会長でもある立教大学の飯村史恵教授の基調講演と市民後見人の取組紹介を予定している。

(3)その他

山崎委員：民生委員改正があり11月で退任となる。12年の4期務めさせていただいた。

委員長：長い期間、素晴らしい活動をされたことに敬意を表したい。

事務局：次回の予定は、地域福祉計画の進捗管理とパンフレッドなどの報告を上半期、下半期には令和6年度に計画の見直しのため、4期の計画の策定に向けた準備としていきたいと考えている。

委員長：次回は令和5年6月19日（月）午前を開催予定とする。

以上